

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

7-1 歴史的風致形成建造物の指定

(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

竹原市では、重要伝統的建造物群保存地区の竹原地区伝統的建造物群保存地区を中心に、国・県・市の指定文化財等が多数存在しており、製塩業・酒造業で発展したまちの名残と風情を醸し出す町並みとそこに住む人々の生活が一体となって歴史的風致を形成している。

これまでも歴史的な建造物について、随時調査を行い、市の文化財保護条例に基づき指定を行い、保存と活用に努めてきた。今後は、平成21年度～23年度に実施した竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存対策調査に基づき、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の見直しを行い、歴史的建造物を保存・活用する環境の充実を図り、連続性をもった町並みを後世に伝えていく。

あわせて、重点区域においては、歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的な建造物・門柵堀等を「歴史的風致形成建造物」として指定し、本市の歴史的発展と文化的価値を忠実に伝える歴史的風致の維持と向上を図っていく。

なお、指定にあたっては、建造物等の所有者及び管理者の意見を尊重した上で歴史まちづくり法第12条に基づいた手続きを行う。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致維持形成建造物の指定においては、本市の歴史的発展を忠実に後世に伝えるために重要な建造物等であって、保存と活用において価値を有すると認められるもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 意匠、形態、技術性が優れているもの
- ② 歴史性、地方性、希少性、復元の可能性から価値が高く、保全が必要なもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの

民間が所有するものにあつては、今後当該建造物の所有者が適切な維持管理をしていく意向をもっていることを確認して指定を行うこととする。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定の対象

上記の(1)(2)を踏まえ、竹原市における歴史的風致形成建造物は、重点区域内において歴史的風致維持及び向上のためにその保全を図る必要があるものと認められるものを次のとおり指定する。

ただし、重点区域内における重要文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物は除く。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
- ②広島県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③竹原市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④伝統的な意匠で建築され、重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与すると市長が認めた建造物

7-2 歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物指定候補一覧

名 称	写 真	所有者 (管理者)	所 在 地	備 考
森川家住宅		竹原市	竹原市中央三丁目 16-25	市重要文化財
藤井酒造		民間	竹原市本町三丁目 4-14	

上記のほか、歴史的風致を形成している建造物と認められるものがあれば随時指定していく。